

## 災害時相互応援に関する協定

山形県鶴岡市と新潟県胎内市（以下「協定市」という。）とは、非常災害発生時における相互の応援協力について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 協定市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害が発生した場合において、この協定に定めるところにより相互に応援協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給）

第2条 協定市は、双方のいずれかに非常災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の応援要請を受けた側（以下「応援市」という。）は、別に定める要請内容にしたがって物資等を調達し、被災を受けた側（以下「被災市」という。）に可能な限り、これを供給するものとする。

3 物資等については、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 医療品
- (4) その他必要と認めるもの

（職員の派遣）

第3条 協定市は、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 協定市は、被災者の収容施設を確保する必要が生じた場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

（応援の手続き）

第5条 被災市は、次の事項を明らかにし、電話又はファクシミリ等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の品名、数量等
- (3) 職種別派遣人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) その他必要な事項

(自主応援)

第6条 大規模災害と認められる非常災害が発生し、応援が必要と認めるときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援市は、被災市側と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 援助に要した経費(輸送費を含む。)は、被災市が負担するものとし、その額については、双方協議の上定める。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項については、双方協議の上定める。

附 則

この協定は、平成24年5月28日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市が記名押印の上、その1通を保有するものとする。

平成24年5月28日

鶴岡市長

胎内市長